

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第4節 産業廃棄物の処理</p> <p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第29条 条例第23条の2の2第1項の市規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保管に係る事業場の配置図及び当該事業場の付近の見取図</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(4) 保管に係る事業場における産業廃棄物の保管量に係る計算書</p> <p>(5) 保管の用に供する施設が保管しようとする産業廃棄物の荷重に対して構造耐力上安全であることを示す設計計算書</p> <p>(6) 条例第23条の2の2第1項の届出書を提出する者（以下この号及び第3項において「届出者」という。）が保管に係る事業場の敷地である土地、当該保管の用に供する施設及び第3号に規定す</p>	<p>第4節 産業廃棄物の処理</p> <p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第29条 条例第23条の2の2の市規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保管を行う事業場の配置図及び当該事業場の付近の見取図</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 保管を行う事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(4) 保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る計算書</p> <p>(5) 保管の用に供する施設が保管する産業廃棄物の荷重に対して構造耐力上安全であることを示す設計計算書</p> <p>(6) 条例第23条の2の2の届出書を提出する者（以下この条において「届出者」という。）が保管を行う事業場の敷地である土地、当該保管の用に供する施設及び第3号に規定する施設の所有権（届出</p>

る施設の所有権（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類

(7) 保管に係る産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託契約書の写し

2 条例第23条の2の2第1項第4号の産業廃棄物の保管に関する計画においては、次に掲げる事項について定めなければならない。

(1) 保管の方法に関する次に掲げる事項

ア 保管に係る事業場の敷地である土地の面積及び当該土地のうち保管の用に供する施設に係る部分の面積

イーウ （略）

(2)－(3) （略）

(4) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項

(5) （略）

3 条例第23条の2の2第1項第6号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(4) （略）

4 条例第23条の2の2第2項の市規則で定める書類は、第1項第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる書類とする。

5 条例第23条の2の2第2項第3号の市規則で定める事項は、次の

者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類

(7) 保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合には、委託契約書の写し

2 条例第23条の2の2第4号の産業廃棄物の保管に関する計画においては、次に掲げる事項について定めなければならない。

(1) 保管の方法に関する次に掲げる事項

ア 保管を行う事業場の敷地である土地の面積及び当該土地のうち保管の用に供する施設に係る部分の面積

イーウ （略）

(2)－(3) （略）

(4) 保管を行う事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項

(5) （略）

3 条例第23条の2の2第6号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(4) （略）

（新設）

（新設）

とおりとする。

- (1) 保管開始年月日
- (2) 条例第23条の2の2第2項の届出書を提出する者（以下この項において「届出者」という。）が営む事業の種類
- (3) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (4) 届出者が建設業法第3条第1項の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (5) 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた者である場合には、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

(氏名の変更等の届出)

第29条の2 条例第23条の2の3第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 保管に係る事業場の名称及び所在地
- (3) 条例第23条の2の2第1項の規定による届出を行った年月日
- (4) 条例第23条の2の2第1項第1号から第5号までに掲げる事項

(氏名の変更等の届出)

第29条の2 条例第23条の2の3の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 保管を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 条例第23条の2の2の規定による届出を行った年月日
- (4) 条例第23条の2の2第1号から第5号までに掲げる事項に変更

に変更があった場合には、当該変更の内容及び変更年月日

(5) (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第23条の2の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があった場合 前条第1項第6号に掲げる書類

(2) 条例第23条の2の2第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合 前条第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類のうち必要と認められるもの

3 第1項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 条例第23条の2の2第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更の日の10日後の日

(2) 条例第23条の2の2第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更後の産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。第6項第2号、次条第1項第2号、第4号及び第5号、第29条の4第2項第1号並びに第33条の2第4項第3号において同じ。）及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画による産業廃棄物の保管を開始する日の2週間前の日

があった場合には、当該変更の内容及び変更年月日

(5) (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第23条の2の2第1号から第3号までに掲げる事項に変更があった場合 前条第1項第6号に掲げる書類

(2) 条例第23条の2の2第4号に掲げる事項に変更があった場合 前条第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類のうち必要と認められるもの

3 第1項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 条例第23条の2の2第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更の日の10日後の日

(2) 条例第23条の2の2第4号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更後の産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。第6項第2号、次条第1項第2号、第4号及び第5号、第29条の4第2項第1号並びに第33条の2第4項第3号において同じ。）及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画による産業廃棄物の保管を開始する日の2週間前の日

(3) (略)

4 条例第23条の2の3第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 第1項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる事項

(2) 条例第23条の2の2第2項の規定による届出を行った年月日

(3) 条例第23条の2の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更の内容及び変更年月日

5 前項の届出書(条例第23条の2の2第2項第2号に掲げる事項の変更に係る届出書に限る。)には、前条第4項に定める書類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。

6 第4項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 条例第23条の2の2第2項第1号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更の日の10日後の日

(2) 条例第23条の2の2第2項第2号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更後の産業廃棄物の種類及び数量による産業廃棄物の保管を開始した日から起算して2週間を経過する日

(3) 産業廃棄物の保管をしなくなった場合 保管をしなくなった日の10日後の日

(3) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載事項等)

第29条の3 (略)

(1) - (4) (略)

(5) 保管に係る事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、処分を行った年月日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量

(6) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに産業廃棄物処理業の許可番号並びに当該委託に係る法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の交付番号（法第12条の5第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する情報処理センターの登録番号）

(7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該産業廃棄物の保管に係る事業場における保管量。この場合において、当該事業場で保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物の保管量を明らかにしなければならない。

2 条例第23条の2の5第1項の保管の届出者（以下「保管の届出者」という。）は、毎月末日までに、前月中における前項に規定する事項を同条第1項の帳簿に記載しなければならない。

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載事項等)

第29条の3 (略)

(1) - (4) (略)

(5) 保管を行う事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、処分を行った年月日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量

(6) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに産業廃棄物処理業の許可番号並びに当該委託に係る法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の交付番号

(7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該産業廃棄物の保管を行う事業場における保管量。この場合において、当該事業場で保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれるときは、石綿含有産業廃棄物の保管量を明らかにしなければならない。

2 条例第23条の2の3の保管の届出者（以下「保管の届出者」という。）は、毎月末日までに、前月中における前項に規定する事項を条例第23条の2の5第1項の帳簿に記載しなければならない。

3 (略)

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第29条の4 (略)

2 (略)

(1) - (4)

(5) 条例第23条の2の2第1項又は第2項の規定による届出を行っ
た年月日

3 (略)

3 (略)

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第29条の4 (略)

2 (略)

(1) - (4)

(5) 条例第23条の2の2の規定による届出を行った年月日

3 (略)